

全教栃木 教育新聞

発行
全栃木教職員組合
宇都宮市兵庫塚3-10-30
TEL 028-653-0353
FAX 028-653-1579
http://
www.zenkyotcg.org
E-mail
info@zenkyotcg.org

子ども参加、父母共同の
学校づくりを
長時間過密労働をなくそう
教員免許更新制を廃止させよう

臨採者は「教職員評価」の対象としない…県教委が自ら決めたこと

全栃木教職員組合が県教委と折衝を実施

県人事委員会は12日、今年度の職員の給与等に関する報告及び勧告を議会と知事宛に行いました。賃金などに関する内容については、新聞報道等ですでにご存じのことと思いますので、ここでは「公務運営の課題」を紹介します。

賃金以外にも大切な勧告！

この課題の一つに「勤務環境の整備」があり、さらに「仕事と家庭生活の両立支援」、「総実勤務時間の短縮」、「メンタルヘルス対策」の三つが取り上げられています。

その中で「時間外勤務の縮減に向けて、任命権者（注：私たちの場合は県教育委員会）や管理監督者においては、日頃から職員の勤務実態を把握して適正な業務配分に努め」ること、メンタルヘルス対策では「管理監督者においては、日頃から職員の心身の不調の早期発見・早期対応に努めることが重要で」あることを指摘しています。

長時間勤務が常態化している学校。ここでも指摘しているように「勤務実態を把握」することは早急にやらなければならないことです。文科省の通達も06年に出されているのに、県、市町教育委員会は未だに実施していません。

このことも私たちは県教委に要求しています。回答は11月の交渉です。

組合 「副校長」、どの新たな職を導入しないこと。「主幹教諭」の配置について廃止も含めた再検討を行うこと。

全栃木教職員組合は17日、県教委との折衝を行いました。折衝という点で、県教委からは教職員課の課長補佐の参加となっており、交渉内容についてお知らせします。

組合 「指導教諭」な職についても引き続き検討していく。

教委 全国では35都道府県で「主幹教諭」を配置している。配置について、これまでの検証で配置校から効果があるという声を聞いている。今後さらに平成25年度まで検証を行い、今年度以降の配置について検討する。

教委 県立では学校の業務処理が以前にならなくなった、校務の円滑な運営につながったという評価がある。規模が縮小していく中で、既存の校務分掌としないので統廃合

を進めたり、教員の分掌の数を精選して分掌を改善させている。しかし課題が全くないわけではない。降任者が出たことなどについても考慮していきたい。

小中学校でも効果は県立とほぼ同じだが、課題がないわけではない。それについては今後の検証の中で考えていかなければならない。今までの教務主任とどこが違うのかということについて、「主幹教諭という職によって、指導がしやすくなった」という声がある。

組合 「全国学力調査」を廃止するよう国に求めること。また競争的な教育にならないよう県教育委員会として十分な配慮を行うこと。

教委 次年度以降の学力調査については、国の動向を見守りたい。

県教委としては、児童生徒がさまざまな知識や技能を確実に身に付けていく過程において、社会の一員として自立していく基盤となる力を育むために、友だちと学び合い自分の考えを見直したり深めたりしながら、思考力・判断力や表現力を伸ばしていく教育を、より一層大切にしていきたいと考えている。

組合 県として悉皆の学力調査を行うという方針を転換することにならないか、回答にあつた力が身についたか、悉皆調査で判断しているのか。調査に合わせた授業や指導になつていくことを懸念する。

教委 組合の指摘は学校教育課に伝えたい。

組合 教員免許の更新制について制度の廃止を国に求めること。

教委 国の具体的な動きを見きわめる

こととし、それまでの間は免許が失効しないよう手だてを講じていきたい。

組合 うっかりミスで失職した教員が出てしまった。この制度について、法の下の平等に反している、教員の仕事を任期制にしてしまったという批判もある。これは教育基本法で定める教員の身分尊重の原則に反するのではという指摘もある。

教委 うっかりミスが想定している。事務所も想定している。事務所市町教委を通じて対象者は管理し、状況も追跡調査している。ミスはおこらないと思っている。指摘された課題は文科省が第一義的に検討すべき。県教委は現行制度に基づいて適切に対応したい。

組合 教職員の生活改善及び士気の向上につながる賃金等の改善を行うよう、関係当局に強く働きかけること。諸手当の削減を行わないこと。

教委 可能な範囲で教職員の生活改善や士気向上に配慮し、また勤務の状況を考慮して教員の特殊業務手当の増額など要望をしている。

組合 教育基本法の教員の身分尊重の原則は給与等にも反映さ

れるべきである。5%カットは人事委員会でも問題視している。

教委 全庁的な対応に部局に働きかけたし、現に行っている。

組合 教職員評価について、臨時的任用者に対して実施しないこと。

教委 校長と話し合い、理解を得て資質向上の観点から行っている。

組合 手引では対象から除くとしている。佐野市ではやらないと明言している。

教委 臨時採用者は校務分掌を担当している。行動規程表を書くことが組織の一員と認められるのにつながっている。資質向上の観点から行っている。採用には全く関係していない。

組合 詭弁に聞こえる。話し合うのは重要だが、教職員評価として自らやらないとしているではないか。給与と連動するようになったら、来年度の仕事を確保されていない。臨採者等に、今の回答は無意味になる。

立場の弱い臨採者が校長からの提案を拒否することはできない。手引を順守してほしい。